

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和7年10月6日（月）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

第 1 議事録署名委員について

第 2 議案 第 25 号 農地法第 3 条第 1 項の規定により許可申請に対する許可決定について

第 3 議案 第 26 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

第 4 議案 第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和7年10月6日(月)

2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 9名

会長(議長) 10番 大崎 章博

委員 1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝

4番 上樂 晃 6番 小坂 義則

9番 住田 賀津彦 11番 高橋 順子

13番 谷越 彦茂 14番 石坂 誠一

5. 総会を欠席した農業委員の数 5名

3番 中山 彦信 5番 稗苗 史絵

7番 宮坂 博一 8番 佐々木 隆

12番 北田 直喜

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 1名

上中島地区 村崎 信明

7. 議事録署名委員

2番 澤田 重孝 4番 上樂 晃

8. 総会に出席した職員

事務局長 舘 和生 係長 藤井 勝利

主査 本田 陽一 主事 山根 悠平

主事 清水 雅之

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和7年度10月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中9名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、2番澤田委員、4番上樂委員にお願いいたします。

議案第25号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第25号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は2件3筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が784 m²です。

【議案第25号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

4番： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

事務局： 担当確認委員の12番北田会長より、許可妥当である旨を伺っております。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第25号は決定いたします。

議案第26号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第26号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

6 ページ目をご覧ください。今月の申請は1件15筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が2,517㎡です。

【議案第26号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

事務局： 担当確認委員の7番宮坂委員より、許可妥当である旨伺っております。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第26号は意見決定いたします。

議案第27号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第27号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

9 ページ目をご覧ください。今月の申請は4件6筆です。地区別の内訳

は表のとおりです。面積が3,636㎡です。

【議案第27号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

事務局： 担当確認委員の12番北田会長より、2件とも許可妥当である旨伺っております。

6 番： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

事務局： 担当確認委員の3番中山委員より許可妥当である旨伺っております。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見ありましたらご発言願います。

11番： 現在の施設と別に2つの施設を持つのではなく、完全に移転という計画でしょうか。

事務局： ご認識のとおりです。

議 長： この他に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第27号は意見決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・令和7年度富山県農業委員会大会の開催について

議 長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時20分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第25号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人		譲受人	作成者
	判断の理由		該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。		しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし		しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。		しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。		しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。		しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人が労力不足により耕作が難しくなったため、申請地の隣接地に住居を構える譲受人に所有権を移転するものである。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、9月24日、事務局山根、清水が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。		しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第25号 受付番号2番
(所有権移転)

譲渡人		譲受人	作成者
	判断の理由		該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。		しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし		しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。		しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。		しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。		しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人が労力不足により耕作が難しくなったため、従前から申請地を耕作している譲受人に農地の管理を任せるため、所有権を移転するものである。今般の所有権の移転による周囲への影響はないと考えられる。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、9月24日、事務局山根、清水が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。		しない

【別添】

農地法第4条調査書

議案第26号 受付番号1番

申請者		作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は農地集団規模が10ha以上の農地であり、第1種農地であると判断します。 許可基準は集落接続です。	
転用目的	申請地は平成15年頃から住宅兼事務所及び倉庫として利用しており、今後も事業を継続して営んでいくために必要があり、このたび本申請により是正を行います。	
資力及び信用	申請者は農地でありながら住宅兼事務所及び倉庫として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に建築済であるため新たに必要な資金はありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅兼事務所及び倉庫のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は住宅兼事務所及び倉庫の整備が目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界についてはコンクリート擁壁を設け、近隣の農地などに被害の及ばぬよう十分配慮されます。 雨水については自然浸透及び既存水路へ排出し、生活排水については公共下水道施設を利用するため、問題ないと考えます。 。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第 5 条調査書

議案第 27 号 受付番号 1 番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地はインターチェンジの出入り口から概ね300m以内であるため、第3種農地であると判断しました。 許可基準は原則許可です。	
転用目的	譲渡人は昭和50年代に行った転用申請の際に漏れた1筆を譲受人の敷地として寄付する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありなが境内地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。必要な資金については自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に造成されております。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は境内地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、境内地拡張が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水排水は既存敷地の排水施設を利用する。生活排水は発生しない。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第 5 条調査書

議案第 27 号 受付番号 2 番
(所有権移転)

譲受人		譲渡人	作成者
	許可要件の状況		
農地の区分	申請地は上下水管が埋設された幅員 4 m 以上の道路の沿道の区域でかつ、概ね 500m 以内に魚津病院及び緑が丘病院があるため第 3 種農地と判断しました。 許可基準は原則許可です。		
転用目的	譲受人は子育て世代からの需要が高い本江地区にて、よつば小学校及び西部中学校が付近に存し、国道 8 号線へのアクセスも良い申請地で注文住宅敷地を開発する計画です。		
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金及び借入金でまかなう計画で、残高証明の写しと融資可能証明を添付しておりますので適当であると考えます。		
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。		
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に造成されております。		
行政庁の免許、許可、認可等の見込み			
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。		
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は注文住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。		
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、注文住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。		
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水排水は近くの用水路を利用する。上下水は公共施設を利用する。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。		
一時転用の妥当性			
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況			

【別添】

農地法第5条調査書

議案第27号 受付番号3番
(賃借権設定)

譲受人		譲渡人	作成者
	許可要件の状況		
農地の区分	申請地は住宅用地等の連たんしている土地に近接しておりかつ、農地集団規模が10ha以内であり、第2種農地であると判断しました。 許可基準は既存敷地の拡張です。		
転用目的	譲受人は中古車需要が高まっている影響等により、受注に対して工場が許容範囲を超えて業務に支障をきたしており、工場を増設する計画です。		
資力及び信用	申請者は、農地でありなが境内地として工場敷地していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事実施済であり資金は必要ありません。		
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。		
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に造成されております。		
行政庁の免許、許可、認可等の見込み			
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。		
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は工場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。		
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、工場敷地が目的であり該当しないと考えます。		
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	造成はアスファルト舗装とし、雨水は既存水路へ排出します。生活排水は発生しません。 今回の転用によって集団の内を分断することはありません。		
一時転用の妥当性			
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況			

【別添】

農地法第5条調査書

議案第27号 受付番号4番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は街区面積に占める宅地の面積割合が40%を超えているため、第3種農地であると判断できます。 許可基準は原則許可です。	
転用目的	譲受人の既存敷地は老朽化が進んでおり、立て替えの必要が生じたため、新たに店舗・事務所・加工場用地えお建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、融資可能証明を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に造成されております。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は店舗・事務所・加工場用地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、店舗・事務所・加工場用地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	周囲に擁壁を施し、近隣の農地へ被害が及ばぬよう十分配慮されます。 雨水は既設水路へ、汚水は公共下水道へ排出します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		